

高知県漁業経営維持安定資金事務処理要領

第1 総則

高知県漁業経営維持安定資金利子補給要綱（以下「利子補給要綱」という。）に基づく、県、融資機関、漁業者等の漁業経営維持安定資金の借入れ、申請、貸付け等についての具体的な事務は、この要領により処理するものとする。

第2 貸付条件等について

漁業経営が困難となっている中小漁業者の自主性と創意工夫をいかした経営再建が着実に行われることを目指して、漁業経営維持安定資金（以下「本資金」という。）の貸付条件は次に掲げるものを基準とする。

1 借受資格者

この資金を借り入れることができる者は、県税を滞納していない漁業を営む個人又は会社であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が3,000トン以下であるもの、漁業を営む漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号又は第4号の事業を行う漁業協同組合を除く。）又は漁業生産組合（以下「中小漁業者」という。）のうち、次に掲げる者に該当し、かつ第3に規定する漁業経営再建計画（以下「再建計画」という。）について知事の認定を受けた者とする。

(1) 漁家経営（原則として使用する漁船の合計総トン数が30トン未満の漁船漁業、養殖業又は小型定置漁業を主として営む個人をいう。）にあつては、3に掲げる債務を有し、この資金の融通によってその整理が必要であると認められる者

(2) 企業経営（漁家経営以外の中小漁業者をいう。）にあつては、ア又はイの要件のいずれかに該当する者（ただし、主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者又は水産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者（以下「東日本大震災被害漁業者」という。）にあつては、現事業年度において、水揚金額、漁業支出の動向等からみて損失が見込まれる者であつて、その再建を図るためには、その債務を整理することが必要であると認められる者）

ア 直近の事業年度を含め原則として3年（漁業経営の急激な悪化に伴い、直近の事業年度の漁業収支が損失であり、かつ、現事業年度においても水揚金額、漁業支出の動向等からみて損失が見込まれる者であつて、その再建を図るためにはその債務を緊急に整理することが特に必要であると認められるものにあつては、2年）の漁業収支が通算して損失となっている者。この場合において、漁業収支の通算に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

(ア) 漁業以外の事業部門を兼業している中小漁業者にあつては、漁業部門の収支を通算する。

(イ) 漁業支出には、販売費、一般管理費及び支払利息を含めるものとし、漁業以外の事業部門を兼業している場合にあつては、当該企業が通常用いている配賦方法

等適切な方法で漁業部門の配賦額を計算し、計上するものとする。

(ウ) 税法上認められている減価償却範囲額に対し償却不足があるときは、この償却不足額を計上する等合理的な範囲での決算数値の修正を行うこと。

イ 直近の事業年度の末日（再建計画を作成するため特定の日に仮決算をしたときは、その日）現在において固定資産の額から自己資本の額と固定負債の額との合計額を控除して得た額を固定資産の額で除して得た数値が0.1以上である者（ただし、東日本大震災被害漁業者にあつては、現事業年度において、水揚金額、漁業支出の動向等からみて損失が見込まれる者であつて、その再建を図るためには、その債務を整理することが必要であると認められる者）（算式は、次のとおり）。

$$\{ \text{固定資産の額} - (\text{自己資本の額} + \text{固定負債の額}) \} / \text{固定資産の額} \geq 0.1$$

なお、上記の計算に当たっては次に掲げる点に留意すること。

(ア) 固定資産には、有形固定資産、無形固定資産及び外部出資を含め、固定資産の額は減価償却引当金控除後の額とする。

(イ) 自己資本の額は、法人にあつては払込資本金（出資金）準備金（準備金、積立金、その他剰余金のうちから積み立てられたもので資金勘定に属するもの）の合計額（繰越損失金がある場合はその額を控除した額）、個人にあつては元入金等とする。

(ウ) 固定負債は、原則として(ア)の固定資産の取得又は拡充のために行った長期借入金で返済期限の到来していないもの、退職給与引当金、特別修繕引当金等の長期負債性引当金とする。

(エ) 回収不能債権の償却、減価償却不足額の計上等による決算数値の修正を行ったときは、修正後の数値で計算する。

ウ 漁業以外の事業部門を経営している中小漁業者にあつては、漁業部門の固定資産、固定負債及び自己資本について次に掲げる要領により算定すること。

(ア) 漁業部門とその他の事業部門で共用している固定資産について適切なあん分基準がないときは、各部門の売上額の比率であん分する。

(イ) 自己資本の額は、各事業部門の固定資産の額であん分する。

(ウ) 固定負債のうち各事業部門の共用固定資産の長期借入金は(ア)の比率であん分する。

(エ) 固定負債のうち退職給与引当金は、各事業部門の常時従事者数の比率であん分し、特別修繕引当金は対象となる固定資産の額の比率で按分する。

2 融資機関

この資金を貸し付けることができる融資機関は、高知県信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行及び信用金庫とする。ただし、県税の滞納がない者に限る。

3 整理対象債務

(1) この資金により整理することができる債務（以下「整理対象債務」という。）は、次に掲げるものとする。

ア 返済期限到来後未返済となっている債務

イ 返済期限未到来の債務のうち、期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債務で次に掲げるもの

(ア) 借換えを繰り返している短期借入金で通常の運転資金とは認めがたいもの

- (イ) 期限延長又は書換えを行った支払手形
 - (ロ) 他の債務（例えば設備資金）の返済が困難であるためその延滞を防止するため貸付けを受けたことが明らかな借入金（長期借入金を含む。）
 - (エ) 買掛金及び未払金のうち前漁期分に相当するもの並びに支払が困難なため支払手形に振り替えたもの
- ウ その他の債務で次に掲げるもの
- (ア) 賃金及び退職金の未払債務
 - (イ) 金融機関以外からの借入金
 - (ロ) 漁業（漁業関連事業を含む。）に関する債務について引き受けた保証債務又は連帯債務であって、主たる債務者又は他の連帯債務者の倒産等により履行を必要とされているもの
 - (エ) 県単独の制度資金等で、漁業経営の維持安定を図るための緊急融資に係る借入金
 - (オ) その他知事が漁業経営の再建を図るために整理することが特に必要であると認めた債務
- (2) 東日本大震災被害漁業者にあつては、(1)の規定にかかわらず、次に掲げる債務を整理対象債務とすることができる。
- ア 返済期限未到来の借入金
 - イ 事業未払金
- (3) 個々の債務ごとに、(1)及び(2)に掲げる債務に該当するかどうかを判定することに代えて、固定資産の額から自己資本の額と固定負債の額との合計額を控除して得た額の範囲内の額に相当する債務を整理対象債務とすることができる。ただし、(1)のウの(ウ)に掲げる保証債務又は連帯債務については、個別に判定する。
- (4) 国の制度資金（政府関係金融機関の融資金、国の利子補給又は利子補給補助に係る融資金及び国からのガイドラインに沿って県が行う融資金をいう。）については、(1)のア又は(2)に該当する場合を除き、整理対象債務としない。
- (5) 整理対象債務は、原則として漁業に関する債務とするが、冷凍冷蔵、水産物加工等の漁業関連事業の債務、漁家の生活に係る債務については、これらの債務を併せて整理しなければ対象漁業者の漁業経営の再建を図ることが特に困難と認められるときは、整理対象債務とすることができる。
- (6) (1)、(2)及び(4)の規定にかかわらず、中小漁業経営支援協議会について（平成19年3月30日付け18水管第4222号水産庁長官通知）第3の2の(1)及び中小漁業経営支援協議会について（平成21年4月1日付け20水管第2909号水産庁長官通知）第3の2の(1)に規定する中小漁業支援協議会の指導を受けて策定した再建計画に基づくものであって、当該漁業者が再建計画認定後も継続的に当該中小漁業経営支援協議会の経営指導を受ける場合に限り、次の算式により算出される額を上限として(1)に掲げる債務以外の債務を本資金により整理することができる。
- $$A \times (x + y - x' - y') \div (x' + y' + 1)$$
- A 当該漁業者の有する整理対象債務の額
 - x 償還期限の年数（据置期間を含み、整理対象債務のみを借り換えた場合に策定可能な再建計画の最短償還期限年数をいう。）

- y 据置期間の年数
- x 変更後の償還期限の年数
- y 変更後の据置期間の年数

4 貸付限度額

(1) 1 漁業者に対するこの資金の貸付限度額は、次に掲げる漁業者の区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ア 漁船漁業を主として営む者

使用する漁船の合計総トン数が 30 トン未満のもの	4,000 万円
〃 30 トン以上 50 トン未満のもの	7,000 万円
〃 50 〃 100 〃	1 億 2,000 万円
〃 100 〃 200 〃	1 億 5,000 万円
〃 200 〃 500 〃	2 億 4,000 万円
〃 500 トン以上のもの	4 億円

イ 養殖業を主として営む者 4,000 万円

ウ 定置漁業を主として営む者

(ア) 大型定置漁業を主として営む者	8,000 万円
(イ) 小型 〃	4,000 万円

(2) 東日本大震災被害漁業者にあつては、(1) の規定にかかわらず、1 漁業者に対するこの資金の貸付限度額は、次に掲げる漁業者の区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ア 漁船漁業を主として営む者

使用する漁船の合計総トン数が 50 トン未満のもの	7,000 万円
〃 50 トン以上 100 トン未満のもの	1 億 2,000 万円
〃 100 〃 200 〃	1 億 5,000 万円
〃 200 〃 500 〃	2 億 4,000 万円
〃 500 トン以上のもの	4 億円

イ 養殖業を主として営む者 8,000 万円

ウ 定置漁業を主として営む者

(ア) 大型定置漁業を主として営む者	1 億 3,000 万円
(イ) 小型定置漁業を主として営む者	1 億円

エ 漁船を使用しない漁業者 7,000 万円

(3) 漁業経営の再建を図るためには (1) 及び (2) の限度額を超えた額のこの資金の融通が特に必要であり、かつ、その者の漁業経営の状況からみてその償還が可能であると見込まれる場合において、知事が特に認めたときは、その認めた額を限度額とすることができる。

5 償還期間及び据置期間

償還期間は、10 年以内（当該漁業者の財務状況等からみて漁業経営の再建を図るためには 10 年を超える償還期限が特に必要があると認められる場合にあつては、15 年以内）とし、据置期間は 3 年以内で償還期限に含まれるものとする。償還方法は、原則として元本均等償還とする。ただし、東日本大震災被害漁業者に対する貸付けについては、平成 32 年 3 月 31 日までの間、償還期限にあつては 13 年以内（当該漁業者の財務状況等か

らみて漁業経営の再建を図るためには13年を超える償還期限が特に必要と認められる場合にあつては18年以内)とし、据置期間にあつては6年以内とする(東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令(平成23年政令第136号)第4条)。

6 貸付利率

- (1) 融資機関が漁業者等に対して本資金を融通する場合の貸付利率は、別途通知するものとする。
- (2) 融資機関は、経営の合理化等により前記の貸付利率をさらに引き下げることと努力すること。

第3 再建計画

1 再建計画の申請

この資金の融通を受けようとする者は、構成員となっている漁業協同組合(以下「漁協」という。)の意見書を添付した漁業経営再建計画認定申請書(漁家経営用は別記第1号様式、企業経営用は別記第2号様式、ただし、東日本大震災被害漁業者にあつては、漁家経営用は別記第12号様式、企業経営用は別記第13号様式)を作成し、知事の認定を受けなければならない。当該認定に係る再建計画を変更しようとする場合も同様とする。

2 再建計画の認定

知事は、1の申請があつた場合において、その再建計画が申請者の漁業経営の再建を図るために適切なものであり、申請者が再建計画を達成する見込みが確実であると認めるときは、認定し、別記第3号様式による漁業経営再建計画認定書により、申請者、漁協及び融資機関に通知するものとする。また、再建計画を不認定とした場合は、不認定通知書に理由を付して申請者、漁協及び融資機関に通知するものとする。

3 認定の取消し

知事は、1の認定を受けた者が当該認定に係る再建計画(1の規定により当該再建計画の変更の認定を受けた場合は、その変更後の再建計画)に従つてその漁業経営の再建を図るために必要な措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第4 借入手続等

1 借入申込手続

- (1) 漁業者は、再建計画を漁協に提出する際、同時に別記第4号様式による漁業経営維持安定資金借入申込書を融資機関に提出する。また、債務保証が必要な場合は、債務保証委託書を併せて提出しなければならない。
- (2) 融資機関は、借入申込書の内容を審査し、必要に応じて漁協等の意見を徴し、別記第5号様式による漁業経営維持安定資金利子補給承認申請書を作成し県に提出するものとする。また、債務保証を必要とする場合は、債務保証委託書を漁業信用基金協会に提出するものとする。

2 利子補給承認

- (1) 知事は、漁協を通じて第3の1に規定する再建計画書の提出及び融資機関からの利

子補給承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて関係機関の意見を徴し、再建計画の認定及び利子補給の諾否の決定を行うものとする。

(2) 県は、利子補給について決定を行ったときは、別記第 6 号様式による漁業経営維持安定資金利子補給承認書により関係融資機関に通知するものとする。また、債務保証を付す融資については、漁業信用基金協会に通知するものとする。

3 保証保険の填補率の特例

漁業信用基金協会が債務保証を行い、その保証債務について、独立行政法人農林漁業信用基金が保険する場合の保険割合（填補率）の特例については、第 2 の貸付条件等に則して貸付される場合について適用されるものとする。

第 5 貸付けの実行及び帳票類の整理

1 貸付けの実行

(1) 利子補給承認の決定通知を受けた融資機関は、指定された貸付日に貸付けを実行するものとする。

(2) 貸付けを実行した融資機関は、実行後直ちに別記第 7 号様式による漁業経営維持安定資金貸付実行報告書を作成し県に提出するものとする。

2 貸付実行の中止等

融資機関は、県の利子補給承認を受けた後、事情により貸付実行を中止した場合には、直ちに別記第 8 号様式による漁業経営維持安定資金貸付実行中止届を県に提出するものとする。

3 帳票類の整理保管

融資機関は、この資金の貸付け及び利子補給に係る帳票類を、他と区分して、事業終了後 5 年間保管するものとする。

第 6 繰上償還報告書の提出

融資機関は、この資金を借り入れた漁業者から当該資金の全部又は一部の繰上償還があった場合には、直ちに別記第 9 号様式による漁業経営維持安定資金繰上償還報告書を県に提出するものとする。

第 7 利子補給金の請求

利子補給を受けようとする融資機関は、利子補給要綱第 6 条及び高知県漁業経営維持安定資金利子補給契約書第 6 条の規定に基づき、別記第 10 号様式による漁業経営維持安定資金利子補給金請求書に別記第 11 号様式による漁業経営維持安定資金利子補給金計算書を添付して、知事に提出するものとする。

附 則 この要領は、昭和 51 年 11 月 1 日から施行する。

(略)

附 則 この要領は、平成 23 年 10 月 7 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 30 年 4 月 24 日から施行する。

附 則 この要領は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。